

公募に関するQ&A

「風力発電等技術研究開発／洋上風力発電等技術研究開発／浮体式洋上風力発電の導入促進に資する次世代技術の開発」

問	答
別添3の様式1に記載する人物は研究者の属性を持っている必要があるか。	研究者の属性を持っていなくても、本件名の目的に沿った研究開発要素のある事項に従事される方であれば、記載いただいて構いません。
再委託先が提出する書類は以下の通りという理解でよいか。 ・別添1提案書のうち「2-2.管理者、3-1.当該提案に有用な研究開発実績、(4-1.研究開発予算と研究員の年度展開)、4-2予算の概算のうち(2)再委託先総括表」 ・別添3研究開発責任者の研究経歴書	別添1：以下の項目について記載が必要（提出は応募者がまとめて記載すること可） ○1-1.研究開発の内容【必須】 →p3に「委託先又は共同実施先の実施内容があれば、それぞれの役割分担を明確に説明してください。」との記載がございます。 ○2-2.管理者【必須】 ○3-1.当該提案に有用な研究開発実績【任意】 →再委託先に実績がなければ無記載でも構いませんが、研究テーマ遂行能力の判断材料になりますので、該当あれば記載願います。 ○4-2.予算の概算のうち(2)再委託先総括表【必須】 ○5-1.類似の研究開発【必須】→p16に再委託先も含む旨、記載がございます。 別添3：研究開発責任者の研究経歴書【必須】 別添5：情報管理体制等の確認票【不要】 ※別添5の表No.6にも記載のとおり、委託先-再委託先間の契約等で、「再委託先等に対して自社と同様の機微情報の情報管理を求め」るようにしてください。 別添6：その他の研究費の応募・受入状況【任意】 →対象となる研究費がなければ作成不要。あれば作成をお願いします。
「1件あたりの予算は4億円程度」とあるが、総予算額を踏まえると採択件数を5件程度と想定しているということか。1件あたりの提案予算がより少額な場合に事業件数が5件よりも増えることは想定しているか。	ご認識のとおりです。 5件を超えて採択する可能性もあります。
一社から複数の研究テーマを提案してよいか。	問題ありません。
公募要領の2.(3)事業内容に記載の「概念実証」とは、机上検討の範囲に該当するか。	ここでいう概念実証はプロトタイプの開発や検証を指し、水槽実験を始めとした室内試験等を想定しています。机上検討は実現可能性調査に該当すると考えております。
採択件数が少数の場合、1件当たりの予算額が4億円程度を超過して採択される可能性はあるか。	公募要領にも記載の通り、1件あたり4億円程度を上限としており、採択件数が少数の場合も1件あたりの金額が4億円を大幅に超過することは想定しておりません。

公募に関するQ&A

「風力発電等技術研究開発／洋上風力発電等技術研究開発／浮体式洋上風力発電の導入促進に資する次世代技術の開発」

問	答
今回の提案には、実現可能性調査、概念実証、それに関わる設計、実海域での実証計画すべてが提案内容に含まれていなければならぬか。	実現可能性調査、概念実証、それに関わる設計、実海域での実証計画の全てを含む必要はありません。
公募ページに掲載されている「風力発電等技術研究開発」の基本計画には研究開発項目①「洋上風力発電等技術研究開発」および研究開発項目②「風力発電高度実用化研究開発」の2項目があるが、今回の公募事業はこれらのどちらかに含まれるものか。あるいは新たに③として追加されるか。	「①洋上風力発電等技術研究開発」の中に入ります。
実証段階として実施する計画は本事業の対象に含まれないという理解でよいか。	風力発電設備の設計や審査、現場調査、環境アセスメント、施工計画などをどのようなタイムラインで進めるかといった、実証計画の策定については、本事業の中で実施可能です。
公募要領に「認証取得及びそれに向けた審査を含む」とあるが、具体的にどのような内容を想定しているか。	AIPの取得といった段階を想定しています。本事業ではウインドファーム認証に資する、風況観測や気象海象調査等は実施いただけませんので、ご留意ください。
本事業の対象にプロトタイプの実証機の製作も含まれるか？	含めることは可能ですが、1件あたり上限額（4億円程度）の範囲に収まる内容に限定される点ご留意ください。
表紙や本文の最初に記載する「研究開発プロジェクト名」は各社が提案する名称か、あるいはNEDOが指定する共通の名称か。	「浮体式洋上風力発電の導入促進に資する次世代技術の開発」を記載願います。次の「研究開発項目名」はご提案の内容に即したオリジナルの名称を付与してください。
本事業はFS段階が対象だが、別添2「研究開発成果の事業化計画書」の提出まで求めている背景をご教示いただきたい。	2040年を見据えた事業ですが、本事業終了後5年間、事業化に向けるどのような見通しを持って開発に臨まれるかを図るためにご提出いただきます。

公募に関するQ&A

「風力発電等技術研究開発／洋上風力発電等技術研究開発／浮体式洋上風力発電の導入促進に資する次世代技術の開発」

問	答
別添2の事業化計画書について、「共同提案の場合、事業者ごとに記述してください。」とあるが、製品設計～設備投資～生産～販売までの実用化・事業化において、市場動向・競争力も含めコンソーシアム全体で取り組む場合、事業者連名での提出も可能か。また、大学などの研究機関の提出も必要か？	事業者ごとで提出が必要、大学などの研究機関については提出不要というのが基本的な建付けですが、コンソーシアム共同で実用化までの取り組みを進める場合はまとめて記載いただくことも可能です。
事業化計画書について、事業者毎に提出する場合ほぼ同一内容の資料提出ということですか。	一部同じ記載の部分はあろうかと思いますが、各事業者で実用化に向け取り組む内容が違うと想定されますので、差異が生じる部分は個別の事情に合わせて記載願います。
ヒヤリング審査が実施された場合、応募資料とは別に、説明会資料を別途用意して説明することになるか。	説明用スライドをご用意される提案者がほとんどですが、応募資料をそのまま説明用資料としていただいても差し支えありません。ヒヤリング審査に関するご連絡の際に改めてご案内します。
今回の事業は補助事業ではなく委託事業という理解ですか。	ご認識のとおりです。
なぜ事業者負担のある補助事業ではなく委託なのか。	本事業は、浮体式洋上風力発電の導入促進に向けて比較的実用化までの期間が長く、難易度が高く将来への不確定性が高い技術開発を行っていただく事業と捉えています。そのため、事業者主体の補助事業ではなく、NEDO主体の委託事業として実施をする整理としております。
提示された予算額は税込みか？	ご認識のとおりです。
再委託先への事業費支払いはNEDOから直接行われるか？	再委託先の事業管理は委託元となるNEDO直接委託先事業者で実施いただきます。したがって、事業費の支払もNEDOからは直接行いません。
外注費として計上する金額に制限はあるか？	制限はございませんが、研究開発内容に照らし、不必要に大きくならないようご留意ください。
現段階では外注先が決定していないが、応募の段階で外注先の記載は必要か。	不要です。外注先は事業開始後、事業者が定める規程およびNEDO委託業務事務処理マニュアルに定める適切な方法により選定いただきます。

公募に関するQ&A

「風力発電等技術研究開発／洋上風力発電等技術研究開発／浮体式洋上風力発電の導入促進に資する次世代技術の開発」

問	答
再委託先、外注先の選定にあたっては、三社見積もりなどが標準か。委託先と再委託先間で実施している既往の取り組みや研究活動を踏まえて、随意契約することは可能か。	再委託先は研究開発を実施する事業者という位置づけであり、提案時点での必要な機関を組み込んでご応募ください。 外注は研究開発要素を持たない業務を外部に依頼するもので、事業者が定める規程に基づいて選定することに加え、200万円以上の契約の場合は原則2者以上の相見積により選定いただきます。 詳細は2024年度委託業務事務処理マニュアルp.72をご確認ください。
公募要領の中に、「全体提案」「部分提案」という言葉があるが、それぞれどのような意味か。	本公募の事業目的達成のために取り組む研究開発テーマの全ての項目を満たすものを全体提案、一部を実施するものを部分提案と呼びます。連名での応募で、複数者がそれぞれのパートを担って事業目的を全て満たす場合は、全体提案がなされたとみなします。
採択された技術のFSのアウトプットの評価はだれが判断するか。将来的に有望と判断された場合は、2026年以降のNEDO事業に自動的に組み込まれるといったスキームはあるか？	外部有識者に技術評価をしていただくスキームを検討しており、別途ご案内します。 2026年度以降の事業については、実施有無を含め現時点では未定です。
応募段階で共同実施者として参画できない会社が、採択後に後から共同実施者として追加で参画することは可能か。	原則として、採択後に研究開発を担う者を実施体制に追加することはできません。
本事業は2年度で終了となるが、継続した開発が委託もしくは補助事業として継続されると考えてよいか。	本事業終了後の後継事業については、現時点では未定です。
現時点で2026年度以降の予算額をご教示いただきたい。	2026年度以降の事業は、実施有無を含め現時点では未定です。
将来の実証事業は本事業とは独立した公募と思うが、本事業と実証事業はどのように関連するか。	本事業終了後の後継事業については、現時点では未定です。実施する場合は、ご指摘のとおり独立した公募となることを見込んでいます。
2026年度からの実証事業の期間はどの程度を想定しているか。	現時点では未定です。

公募に関するQ&A

「風力発電等技術研究開発／洋上風力発電等技術研究開発／浮体式洋上風力発電の導入促進に資する次世代技術の開発」

問	答
2026年度以降の実証事業とは、実大規模の風車や浮体を用いた実海域における実証を想定しているか。	現時点では未定です。
本事業を実施せず、2026年度から開始される実証からの応募は可能か。それとも今回の公募に選定されることが実証に進む条件か。	実証事業の実施有無に関しては現時点では未定です。実施する場合、本事業の実施有無を前提条件とはしない予定です。
2026年度以降の実証計画について現時点では未定ということだが、いつまでに決定されるか。	現時点では未定であり、今後の政策動向、予算要求の状況等を勘案して決定します。